
訪問看護ステーションにおける災害の事前対策マニュアルを改善するための課題—東日本大震災後の状況—

(落合佳子ほか、日本集団災害医学会誌 20: 246-254、2015)

2016年6月10日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

【目的】

災害対策に関する先行研究では、災害拠点病院などを対象とした文献が見られ、全国の災害拠点病院では災害マニュアルを2007年には95%が有している。それに対して訪問看護ステーションにおける災害の事前対策の研究は少なく、一部の地域の報告のみであるので、日本国内の災害の事前対策が十分であるかは不明であり、災害対策マニュアルを所有しているのは29-45%であり整備が進んでいない。

よって本研究は訪問看護ステーションの管理者を対象に、災害マニュアルの整備状況や改訂状況の調査を行い、災害の事前対策マニュアルを改善するための課題を明らかにすることを目的とする。

【方法】

平成24年2月から5月にかけてWAMNETに登録している全国5795か所の訪問看護ステーションの名簿から、単純無作為抽出した500か所の訪問看護ステーションの管理者500名とした。

調査項目は、訪問看護ステーションの設置主体、一か月の利用者人数、常勤職員数、事務職員の配置の有無、スタッフを対象とした防災教育の実施の有無、東日本大震災の被害の有無、管理者の年齢や訪問看護師としての経験年数、管理者としての経験年数、過去三年以内の防災教育受講の有無、災害マニュアルの所有の有無、東日本大震災後に改定の必要性を感じたか、実際に改訂を行ったかの有無とした。災害マニュアルは「スタッフの緊急連絡網」「指揮命令系統」「災害発生時の行動」「役割分担」「ライフライン途絶時の対策」「利用者の安否確認」の六項目とした。

【結果】

調査対象の訪問看護ステーション500か所のうち、回収は176人(回収率35.6%)であった。

・災害マニュアルの所有および改訂状況の概要

災害マニュアル六項目について所有の有無は「スタッフの緊急連絡網」ありが95.5%と最も高く、「ライフラインの途絶時の対策」ありが最も少なく35.2%だった。東日本大震災後の災害マニュアルの改訂状況は「ライフラインの途絶時の対策」項目で改訂の必要があると88.8%が回答し、最も多かったが、実際に改訂したのはその内31.1%と

最も少なかった。改訂していない理由として「日々の業務が忙しい」43.8%であった。

・災害マニュアル改訂の状況と地域全体の災害対策の話し合いとの関係

東日本大震災後、地域全体の災害対策の話し合いを行うことと、災害マニュアル六項目全ての改訂の状況との間に有意な関係がみられた。スタッフを対象とした防災教育の実施と災害マニュアル五項目の改訂の状況との間に有意な関係がみられた。

・訪問看護ステーション管理者が過去三年以内に防災教育の受講をしていることと災害マニュアル五項目の改訂の状況との間に有意な関係がみられた。

【考察】

災害マニュアルの所有状況については70%以上を有している項目もあるが、「ライフラインの途絶時の対策」は35%であり、災害拠点病院と比較すると、訪問看護ステーションにおける災害マニュアルは整備がまだ不十分であるといえる。訪問看護ステーションは小規模な組織のため災害マニュアルの整備が進まないのではないかと推察される。

東日本大震災後に災害マニュアルの改訂の必要性を感じているという答えが多かったにも関わらず、改定の実施が少なかった理由として、日々の業務に追われ災害対策が後回しになっている現状も明らかとなった。このような中、小規模な訪問か安吾ステーション単体で取り組むことは困難な場合が多いと推測される。そのため訪問看護ステーション協議会等の場を通して各々の訪問看護ステーションが協力することで、災害マニュアルの作成および改定も進むのではないかと考える。また災害マニュアルの作成、改訂には療養者の自宅で行われている訪問看護実施中を想定し、訪問看護の単独での災害行動に関する事、利用者の安否確認の優先順位、ほかのスタッフとの連絡体制などを勘案することが、改訂を進めるうえで重要と考える。

そして災害マニュアルの改訂を実施している訪問看護ステーションは、スタッフや管理者が防災教育を受けていたり、地域全体の災害対策の話し合いを行っていることから、「スタッフや管理者が防災教育」、「地域全体の災害対策の話し合い」が災害マニュアルの改訂を推進するうえで課題であることが示唆された。各訪問看護ステーションが主体となって災害マニュアルの改訂を推進することを勘案すると、特に防災教育が重要といえる。小規模な事業所での実施は困難が予測されるため、看護協会などでの一括した防災教育を実施すること、地域行政やインフラにかかわる業者も含めた合同の防災教育や話し合いの機会を持つことを検討する必要があると考える。